第10代復興大臣 田中和德 自民党·国政報告355号

衆議院議員田中和德事務所

TEL:03-3508-7294 FAX:03-3508-3504

http://www.tanaka-kazunori.com e-mail: k-tanaka@kamome.or.jp



刑法改正・拘禁刑で再犯防止

2022年の刑法改正で、**懲役刑と禁固刑の廃止**、**拘禁刑の創設**を決定。 受刑者の特性に合わせた、**より柔軟かつ細やかな矯正処遇が可能**となる。 **拘禁刑は2025年6月1日から導入**されることが閣議決定されました。 **超党派再犯防止議連会長の田中和德**は、新制度の円滑導入に努めます。

1.我が国の刑務所の現状と課題

- ① 検挙者に占める再犯者の割合は、40%台後半で高止まりの状態。
- ② 裁判所や刑務所の運営費など、治安関係には多額の国家予算が必要。 刑務所収容受刑者1人につき、平均で約1000万円の公費が掛かる。
- ③ 懲役刑には、物品生産や労務提供といった刑務作業を行う義務があり、 そちらに時間を取られてしまうため、柔軟な矯正処遇が難しい面がある。 また、刑務作業よりもリハビリが必要な高齢受刑者も増加している。
- 4 現在の懲役刑と禁固刑の内実はほぼ同じで、区別する意味が乏しい。

犯罪者の更生と再犯防止に向けた指導・教育プログラムの充実は、 犯罪の減少、治安関係の公費(=税金)抑制の両面で大変重要。 そこで、2022年に刑法が改正され、拘禁刑の導入が決まった。

2.拘禁刑導入による矯正処遇の改善

これまでの懲役刑 どの受刑者でも作業中心の矯正処遇を実施

懲役刑の執行開始

受刑者の調査と矯正方針の決定

刑務作業 : 労働への従事、社会貢献活動など

職業訓練 : 就労に有効な技能や資格の取得

指導 : 生活習慣の改善、加害者としての自覚の涵養など

社会復帰の支援と指導

社会復帰な

これからの拘禁刑 受刑者ごとに柔軟な矯正処遇を実施

拘禁刑の執行開始

受刑者の調査と矯正方針の決定



作業・職業訓練

就労支援

<u>受 刑 者 ごとに適 切 なメニューを構 築</u>

生活・教育指導

福祉関連の支援



社会復帰へ

2025年6月から導入される**拘禁刑**では、**刑務作業の義務が廃止**され、

受刑者1人1人の特性に合わせた、きめ細やかな矯正処遇が可能となる。

≪ 拘禁刑における主な矯正処遇の種類 ≫

① 作業・職業訓練 資格や技能の習得、社会奉仕による自己肯定感獲得など。

② 生活・教育指導 生活習慣の改善、各種依存症の治療、加害責任の自覚、

学力が不足している受刑者に対する教育支援など。

③ 就労指導 出所後の就労に向けた指導や企業とのマッチングなど。

④ 福祉関連の支援 高齢受刑者のリハビリ、福祉専門家への相談体制確保など。